



なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 受注者又は業務責任者は、この契約の履行に関し、発注者の指示に従って委託業務の運営管理、現場の取締その他委託業務の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第8条 受注者は、委託業務の実施に際し、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知することにより委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を停止又は中止することができるものとする。

2 前項の場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について、発注者は、受注者と協議してこれを定めるものとする。

3 第1項の場合において、受注者が損害を受けたと認められるときは、発注者は、受注者と協議してその損害を賠償するものとする。

(損害の負担)

第10条 受注者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、委託業務の実施につき生じた損害は、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者が負担するものとする。

(業務報告)

第11条 受注者は、委託期間中各月ごとに業務報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出しなければならない。

ただし、別に仕様書で定める場合は、それによるものとし、業務計画上作業を実施しないこととなっている月については、提出を要しない。

(検査)

第12条 発注者は、前条の規定による業務報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内に、委託業務の成果(以下「成果」という。)が契約の内容に適合しているか検査を行うものとする。

2 受注者は、成果が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直しを行った後、発注者に手直完了届を提出して再検査を受けなければならない。

3 再検査の期日については、第1項の規定を準用し、発注者が手直完了届を受領した日から起算する。

(委託料の請求)

第13条 受注者は、全ての委託業務が完了し、最終の成果が前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し委託料を書面により請求することができる。

(委託料の支払)

第14条 発注者は、前条の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、請求を

受けた日から起算して 30 日以内に、これを支払わなければならない。

- 2 受注者は、発注者が前項の支払期限までに支払を完了しないときは、支払期限到来の日の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、当該未払いの額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を、発注者に請求できるものとする。

（契約の解除等）

第 15 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約締結後の事情の変更により、委託業務を実施する必要がなくなったとき。
  - (2) 受注者がこの契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき（委託業務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）。
  - (3) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。
  - (4) 受注者が、この契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (6) 契約の性質又は契約当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約の履行をせず、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 受注者が、監督官庁から、委託業務の履行に必要な業務に係る営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、次の各号に該当する場合は、この契約の一部を解除することができる。
- (1) 委託業務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに実施した出来高部分を書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い出来高を確定し、当該出来高に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、それが自己の責めに帰すべき理由によるときは、委託料の 10 パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。
- (1) 第 1 項及び第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用者が、業務に関し暴力行為を行ったと認められるとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（履行遅滞による損害賠償）

第16条 受注者が、自己の責めに帰すべき理由により、この契約に定める委託期間内に委託業務を完了することができない場合で、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込があると認められるときは、発注者は、受注者から損害賠償金を徴して、委託期間を延長することができる。

2 前項の損害賠償金は、延長前の委託期間満了の日から第12条の規定による検査に合格する日までの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額につき、年14.5パーセントの割合で算定した額とする。

（天災等による履行不能）

第17条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに書面をもってその旨を発注者に申し出るものとする。

(守秘義務)

第 18 条 受注者は、成果（一部成果を含む。）及び委託業務の実施に際して知り得た事実を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第 19 条 受注者は、業務を行うため個人情報を取扱うに当たっては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第 20 条 受注者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を委託業務完了後 5 年間保存するものとする。

2 受注者は、発注者の請求があれば、いつでも前項の書類を提出するものとする。

(疑義の解決)

第 21 条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約書に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとし、協議が整わないときは、発注者の決定するところによる。

この契約の締結を証するため契約書 2 通を作成し、発注者・受注者両当事者が記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 8 年 6 月〇〇日

発注者 広島市南区向洋沖町 1 番 1 号  
公益財団法人広島県下水道公社  
理 事 長 上 仲 孝 昌

受注者

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (取得の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (個人情報の持ち出しの禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

#### (複写・複製の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託等に当たっての留意事項)

第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

#### (再委託等に係る連帯責任)

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

#### (再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱

いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。